

町の区域を変更する件

令和5年（2023年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

北区北31条西14丁目の一部区域について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

北区北31条西14丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
北31条西13丁目	北31条西13丁目の全部及び 北31条西14丁目の一部

（理由）

北区北31条西14丁目の一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

<別図>

位置図



北区北31条西14丁目
の一部区域に関するもの

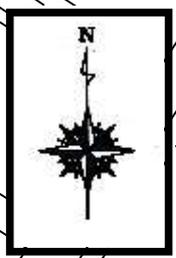


凡例

 町の区域を
変更するもの



町の区域の変更図



北31条西14丁目

北31条西13丁目



凡例

- - - 現町界
- ✕✕ 現町界廃止
- 新町界

1 : 500

